

# 西豊田小学校いじめ防止等基本方針

R 8. 4. 1 現在

## 1 目的

いじめがいじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童の尊厳を保持するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定といじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

## 2 いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」から）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 3 いじめ防止等の基本方針

いじめがすべての児童に関係する問題であることに鑑み、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるよう、関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめ防止等（いじめの未然防止、早期発見、早期対応）に取り組む。

保護者は、この教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の指導を行うよう努める。

## 4 いじめ対策委員会

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有するものその他の関係者により構成されるいじめ対策委員会を組織する。

(1) 構成員 校長、教頭、生徒指導主事、特別支援コーディネーター、養護教諭、SC、他

(2) 開催日 月1回、特別支援・生徒指導委員会に併せて開催する他、必要に応じて随時開催する。

(3) 内容

- ① いじめの防止に係る事項（学校行事、学級活動、集会活動等）
- ② いじめの早期発見に係る事項（アンケート調査等）
- ③ いじめへの対処に係る事項（ケース会議、個別会議等）
- ④ その他

## 5 基本的施策

(1) いじめの防止

① いじめ防止の啓発

・西豊田いじめゼロプロジェクトによる取組（児童・教職員）

② 道徳教育の充実

豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育の充実を図る。

・道徳授業の時数確保と授業公開

・スキルトレーニングによる学校生活・対人関係のスキル向上と許容的な学級集団づくり

③ 人権教育の充実

・望ましい人間関係を育てる授業と児童等活動

・一人一人が生き生きと活動する授業

・人権教育に係る環境づくり（人権コーナー、人権教育強化週間の取組等）

④ 体験活動等の充実

・あいさつ運動の推進（各学年によるあいさつ運動、あいさつボランティア隊）

・ボランティア活動の推進（朝の清掃活動、お助け隊等）

・児童等主体の学校行事の展開

## (2) いじめの早期発見のための措置

### ① 定期的なアンケート調査等の実施

- ・定期的なアンケート調査（月1回 全学級）
- ・チェックリストの活用（学期1回 全学級）
- ・いじめ防止等対策委員会での情報交換（週1回）
- ・保護者、地域からの情報収集
- ・学校評議員との懇談から

### ② 相談体制の整備

- ・定期相談（教育相談10月、個別面談7月）
- ・いじめ防止等対策委員会による個別の相談設定（随時）
- ・スクールカウンセラーによる相談（月1回程度）

## (3) 関係機関との連携

町教育委員会学校教育課	福祉保健課	民生委員・児童委員等	学校医
スクールカウンセラー	青少年相談員	筑西児童等相談所（児童等福祉司、児童等心理司）	
下妻警察署	等		

## (4) 教職員の資質向上

- ① 「こんな教師でありたい（自己チェックシート）」による研修
- ② 「いじめ問題の克服のために」「体罰防止マニュアル」による研修

## (5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・情報モラルに関する研修
- ・外部講師によるSNS利用の危険についての出前授業実施

## 6 いじめの防止等に関する措置

### (1) いじめに対する措置

- ① 児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係わる相談を受けた場合においていじめの事実があると思われるときは、学校への通報その他の適切な措置をとる。
- ② いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、下妻警察署と連携してこれに対処する。児童等が生命・身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは直ちに下妻警察署に通報し、適切に援助を求める。

### (2) 個別のいじめへの対応

- ① いじめの事実確認
- ② いじめを受けた児童等又は保護者に対する支援
- ③ いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言
- ④ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの下妻警察署との連携
- ⑤ 懲戒、出席停止制度の適切な運用

## 7 重大事態への対処

- (1) いじめにより児童等の生命・身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合には、その重大事態に対処し、重大事態と同種の発生の防止に資するため、速やかに教育委員会又は、学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により、事実関係を明確にするための調査を行う。
- (2) 重大事態が発生した場合、(ア)の調査の結果について調査を行う。その調査結果を踏まえ、重大事態の対処、又は、重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じる。
- (3) 調査結果については、教育委員会の指導の下、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。

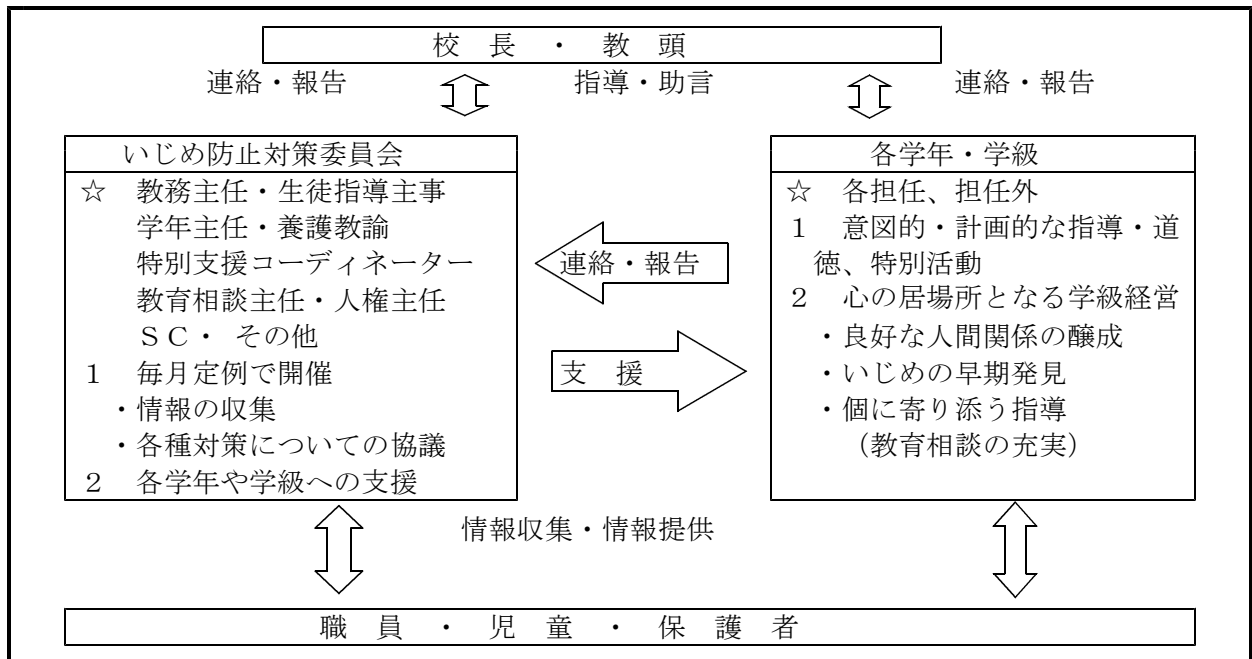
## 8 その他

- (1) 学校評価・・・いじめの未然防止・早期発見のための取組等について
- (2) 教職員による体罰禁止の徹底

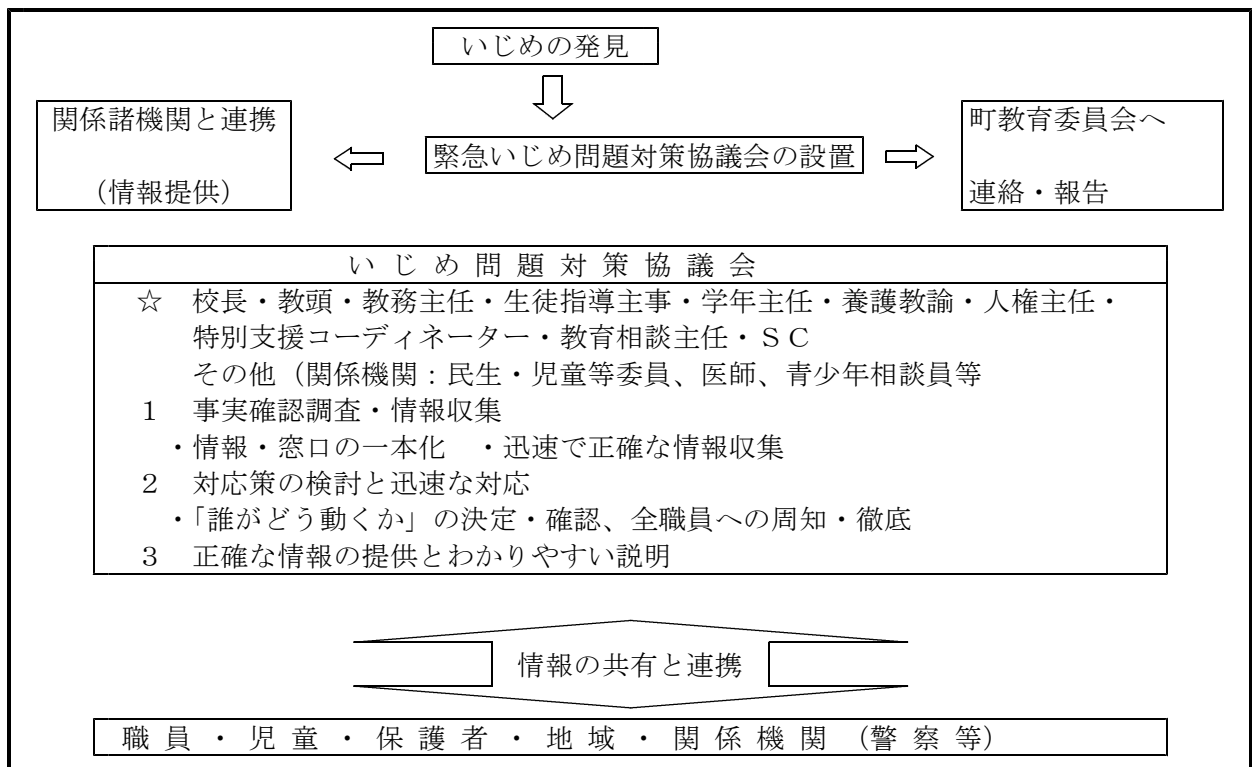
9 組織図

ア いじめ防止のための組織

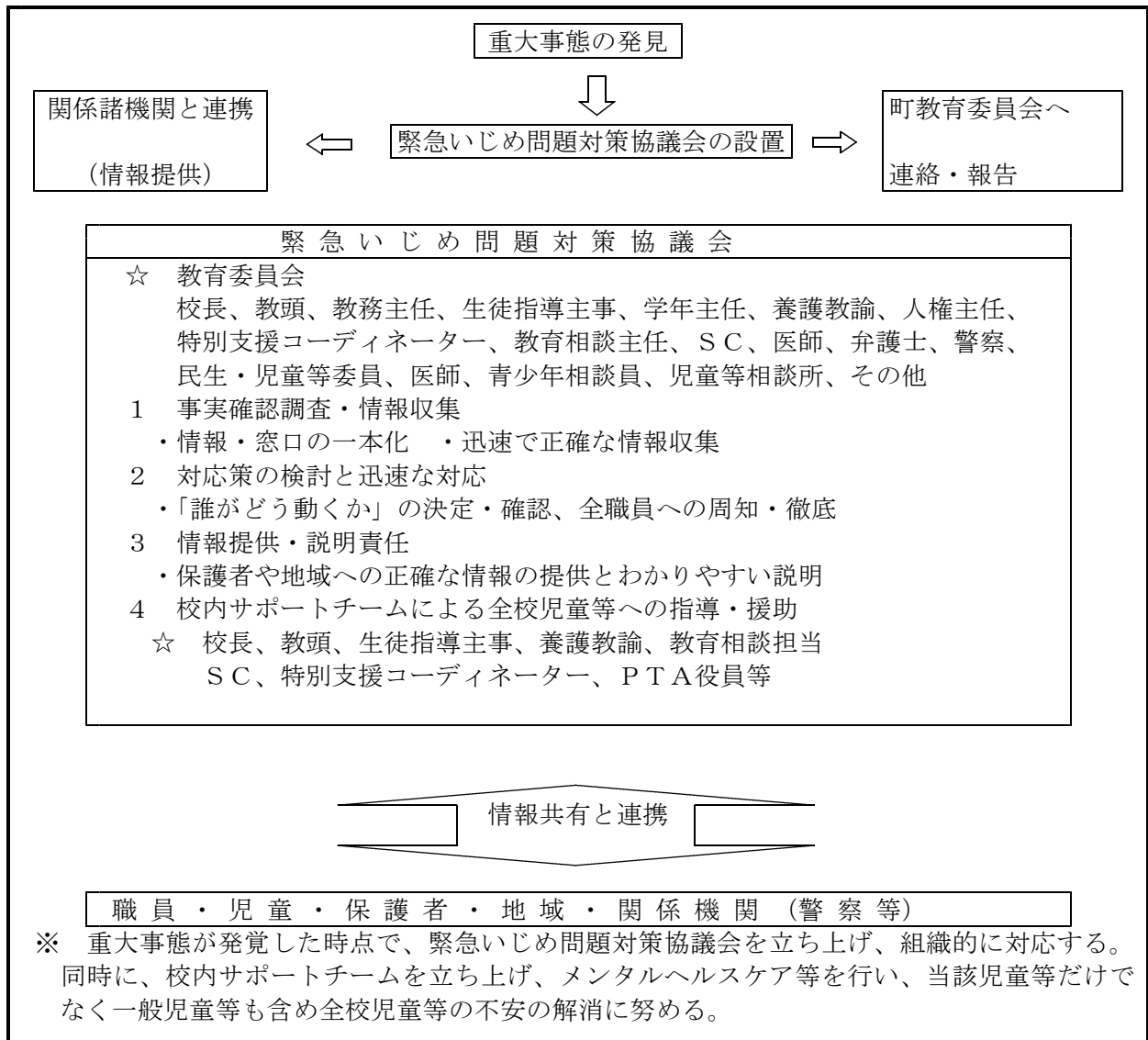
① 平常時



② いじめ発生時



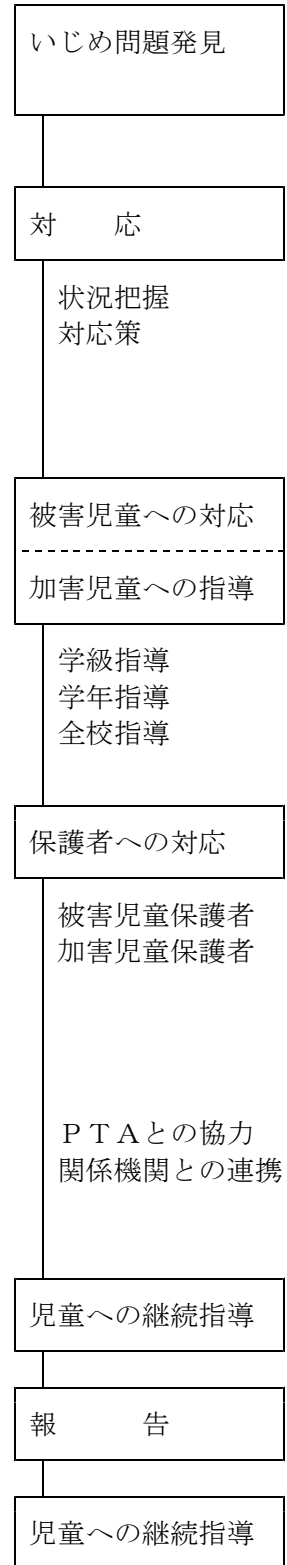
イ 重大事態発生時の組織



## いじめ問題への対応

※ 被害者の立場に立って解決に当たる。

- 1 「いじめ」を発見する。
  - ・保護者からの訴え ・児童からの訴え、情報提供
  - ・教職員の発見
  
- 2 即時に対応する。
  - ① 事実関係を把握し、報告する  
(担任・学年主任・生徒指導主事・教務・教頭→校長)
  - ② 全職員が共通理解し、今後の対応について検討する。  
(生徒指導部員会で検討する。)  
(学校長の指導)
  
- 3 被害児童の対応、加害児童への指導をする。  
状況によっては、学級指導・全校指導を行う。  
(担任、学年主任、生徒指導主事)
  
- 4 保護者への対応をする。  
(担任・学年主任・生徒指導主事・教務・教頭)
  - ① 被害児童保護者 → 実状とこれまでの指導の経過と今後の対応について説明をし、理解と協力を依頼する。
  - ② 加害児童保護者 → 事情を説明し、今後の対応について理解と協力を依頼する。
  - ③ P T A → 状況により、P T Aに事情を説明し、協力を得る。
  - ④ 関係機関 → 状況により、関係機関に協力を要請する。
  
- 5 指導を継続する。随時指導の経過を報告する。  
(担任→学年主任→生徒指導主事→教務→教頭→校長)
  - ※ 全職員で解決に当たる。
  - ※ 長期化することも考えにおいて指導に当たる。
  
- 6 事態の改善が見られない場合には、再度対応策を講じる。
  
- 7 被害児童の心のケアに努め、見守りを継続する。



## 不登校や登校しぶり

※ 誰にも起こりうる問題である。

- 1 休みがちな児童、保健室によく来る児童を把握する。  
(担任、学年主任、養護教諭、生徒指導主事)

登校しぶり傾向の児童の把握

学年会  
生徒指導委員会

- 2 児童の休む要因、保健室に来る原因の究明に当たる。  
(担任、学年主任、養護教諭、生徒指導主事)

原因の究明

担任  
生徒指導部員  
生徒指導主事  
教頭・教務

- 3 状況について報告し、今後の対応について共通理解を図る。  
(学年会、生徒指導部)

対 応

担任  
生徒指導部員  
生徒指導主事  
教頭・教務

- 4 3での対応策に基づいて、指導に当たる。

- 5 指導の経過について、随時報告し、指導を継続する。  
(担任→学年主任→生徒指導主事→教務→教頭→校長)  
※ 全職員で解決に当たる。

生徒指導委員会  
(長欠対策委員会)

- 6 定期的に生徒指導部員会で解決策について検討する。  
※ 長期化することも考えにおいて指導に当たる。

対 応

- 7 指導の経過について、定期的に報告し、指導を継続する。

報 告

- 8 解決まで指導を継続する。

生徒指導委員会  
(長欠対策委員会)  
対 応

- 9 解決後も見守りを継続する。

## 八千代町立西豊田小学校児童の「被害のおそれ」に対する早期対応について【指針】

(平成27年6月8日)

### (日常の体制)

- 被害のおそれのある児童に対する早期対応を円滑に進めるため、日常から組織的な対応、学校外の組織との連携を進めるものとする。  
なお、警察署との連携については、「児童生徒の健全育成に関する警察と学校との連絡制度」を適宜活用するものとする。  
また、児童に対しては、日頃から培う教職員との信頼関係を基礎に、自身や友人について「被害のおそれ」があるとき等は、教職員をはじめとする身近な大人によく相談するよう指導するものとする。

### (連続欠席等により「被害のおそれ」が生じたときの早期対応)

- 病気やけがなどの正当な事由がなく児童が連続して欠席している場合、担任・養護教諭等がチェックをした上で、3日を目安に校長等へ報告を行うものとする。また、正当な事由がなく7日以上連続して欠席し、児童本人の状況の確認ができていない場合は、設置者へ報告するものとする。  
いずれの段階にあっても、担任や養護教諭等は、原則として対面で児童本人と会い、状況を確認するものとする。
- なお、いずれの段階にあっても、事件性が疑われる場合には直ちに警察に相談・通報し、児童虐待が疑われる場合には直ちに町・児童相談所等へ相談・通告するものとする。

### (設置者への報告)

- ここに示している日数に関わらず、事案によってはこの日数が経過するのを待つことなく、速やかに設置者に報告するものとする。
- また、出席していたとしても、学校外の集団（成人を構成員とするものを含む。）との関わりの中で、児童に危険が及ぶおそれがある場合についても、設置者へ報告を行うものとする。

### (速やかな支援体制の構築)

- 設置者への報告後、速やかに当該児童に対する支援体制を構築する。その際「所在不明の場合」「家庭の協力が得にくく連絡が取れない場合」「学校外の集団との関わりがある場合」「欠席が続く場合」と状況に応じた支援体制を構築し、適切な対応をとるものとする。
- ① 所在不明の場合
  - 児童本人と連絡が取れない場合については、学校、家庭、他の生徒、地域の人々等からの情報収集に努めるとともに、必要に応じて担任やそれ以外の当人が信頼を寄せる教員・大人、さらにはスクールカウンセラー等を活用し、必要に応じて児童福祉等の関係部門や警察等の関係機関とも連携しながら、その所在を明確にし、当該児童が家庭に戻れるよう働き掛けるものとする。

上記のような対応を取った結果、家出や行方不明が疑われる場合には、引き続きその所在の把握に努めるとともに、個々の事案に応じて速やかに警察に相談するものとする。また、電話や家庭訪問等により連絡・接触できない家庭に属する児童など居住実態が把握できない児童については、平成26年12月26日の副大臣会議取りまとめ及びこれを踏まえた通知「居住実態が把握できない児童への対応について（通知）」（平成27年3月16日付け総行住第33号、26初初企第53号、雇児総発0316第1号）や「義務教育諸学校における居所不明の児童生徒の把握等のための対応について（通知）」（平成25年3月1日付け24初初企第68号）に基づく対応により、市町村内及び市町村間での情報提供や、関係機関等との連携によりその所在確認を行っていく必要がある。

### ② 家庭の協力が得にくく連絡が取れない場合

- 保護者との間で、教員（担任でなくとも保護者が信頼を寄せている教員）等により、当人の「被害のおそれ」を取り除くという観点から十分な話し合いを行い、早急に連絡が取れる体制を組むよう努めるものとする。

その際、県や市町村の福祉部局や児童相談所等の関係機関から情報収集を図り、必要に応じて、当人や家族に対する支援体制の構築についても検討する。その上で①と同様の対応を進めるものとする。

なお、上記①、②を通じて当人の所在が確認されたものの、学校外の集団との関わりの中で「被

害のおそれ」が残る場合には③の対応に移行する。

- ③ 学校外の集団（成人が主な構成員であると思われるものも含む。）との関わりがある場合
  - 児童のSOSにつながりうる情報を幅広く収集することに努めるほか、警察署や少年サポートセンターとの連携を図り、不良交遊関係の解消等に向けた対策を推進するものとする。
  - また、他の生徒、保護者、地域の人々等から広く情報収集を進めるものとする。
  - その上で、警察等との関係機関と連携し、体制を組みつつ、「被害のおそれ」を取り除くよう努めるものとする。

また、PTA、地域の人々、関係機関等と連携して当該集団に属する児童を指導し、被害を防止するよう努めるものとする。

なお、当面の「被害のおそれ」はなくなっても、欠席が続く場合には④の対応に移行するものとする。
- ④ 欠席が続く場合
  - 完全に自室に閉じこもり両親も十分に状況を把握できない場合や自傷行為の危険性がある場合などについては、担任、生徒指導担当教員、養護教諭等の関係教員が管理職の指示の下、組織的に関わりながら、スクールカウンセラー等も適切に活用し、当該児童の安全を確認しながら状況に応じた支援を実施するものとする。さらに、民間機関、福祉、医療の関係機関などとも連携し、組織的・計画的な支援を推進していくものとする。

必要に応じ、他の児童や保護者等から情報収集するものとする。